

令和7年度消費者被害防止啓発広告等委託業務仕様書

この仕様書は、長野県消費生活センター（以下、「センター」という。）が委託事業者（以下「受託者」という。）に対して、「消費者被害防止啓発のための広報活動委託業務」を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 件名

令和7年度消費者被害防止啓発広告等委託業務

2 委託期間

契約日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 業務概要

急速なデジタル化の進展に伴うインターネット関連の消費者被害を防止するため、インターネット関連消費者被害を未然に防止するため令和5年度作成の啓発動画を若者が幅広く活用する媒体で動画にて広告を配信とともに、スマホ等で広く使用されているYahoo!、Google又はLINE等の検索サイトにバナー広告を出すことにより、若者をはじめとした多くの者に対して効果的な啓発を行う。

4 主な業務スケジュール

年月	業務内容
令和8年1月下旬	・契約予定日
令和8年2月上旬から 2月中旬まで	・各媒体毎に審査手続き ・WEBバナー広告等作成
令和8年2月中旬から 3月19日まで	・動画広告配信 ・WEBバナー広告配信
令和8年3月25日	・業務完了報告書の提出

5 委託業務概要

（1）インターネット広告の企画・製作・出稿・運用管理

広報の対象・製作方針

若年者を中心とするが、幅広い層を対象に訴えるため、目に付きやすいように配信することをお願いする。

ア 広告媒体

以下の媒体でのバナー広告を基本とし、委託者と受託者が協議の上決定する。その他の媒体の提案も可とする。なお、委託者が管理しているWEBサイト「長野県公式ホームページ 消費生活情報サイト」（<https://www.nagano-shohi.net/>）に誘導できるものとすること。

（ア）Yahoo!、Google又はLINE等での検索連動広告

- イ 揭載期間
令和8年2月中旬から3月19日まで
- ウ 広告の種類
静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。
- エ 留意事項
スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれにおいても機能する仕様とすること。
- オ 目標クリック回数
○ 5万回

(2) 動画広告

- ア 広告形態
ハイレート・プレミアムレート (TVerの場合) インストリーム広告 (YouTubeの場合) を基本とし、委託者と受託者が協議の上決定する。
- イ 広報の対象
 - 範囲：長野県全域
 - 年齢層：若年者を中心として全年齢層
 - 性別：男性/女性
- ウ 目標再生完了回数
○50万回以上
- エ 使用動画
 - 若者向けインターネット関連消費者被害防止啓発動画 (15秒)
 - 配信動画については委託者からMP4形式で提供
 - ・定期購入編
 - ・美容編
 - ・副業編
- オ 放映期間
 - 配信開始時期：契約締結後、受託者が審査手続きを行い、配信準備ができ次第開始する。
 - 配信終了時期：令和8年 (2026年) 3月19日
 - 1カ月程度の放映期間とする。

6 成果品

- (1) 委託業務完了報告書 (本業務で実施された内容、講じた改善策及び結果等)
 - ・配信期間中は、1週間ごとに各媒体の再生完了・クリック回数を報告するものとする。
 - ・業務終了後は、配信実績・効果測定、及び今後の改善策について分析を行い、分かりやすく示した業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、WEBバナー広告のai形式及びpng形式のデータを、DVD-Rに記録し、複製可能な状態で2部作成の上、納品するものとする。
- (3) 納品期限 令和8年3月25日

7 成果品の提出先

〒390-0852

長野県松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎4階
長野県消費生活センター

8 留意事項

- (1) 広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから投稿を行うこと。
- (2) 各媒体の審査の結果により、委託者が提供する動画素材が使用できないことが判明した場合、委託者に速やかに報告の上、契約変更することとする。
- (3) 本業務の成果物の所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、受託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用することとする。
- (4) 制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (5) 個人情報の取得・保護・管理等については、以下の点に十分留意すること。
 - ・受託者は、本業務上知り得た情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこととし、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
 - ・受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じさせないこと。
- (6) 広告価値を棄損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」についての対策を講じるように努めること。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・政治性または宗教性のあるもの。
 - ・特定の主義主張を目的とするもの。
 - ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。
- (7) 不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は、速やかに投稿を停止、委託者に報告の上、対応を検討すること。
- (8) バナー広告については、翌年度以降当センターで使用できるものを製作すること
- (9) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議をして定める。